

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	横手市 国民年金関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横手市は、国民年金関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

秋田県横手市長

公表日

令和5年6月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金関連事務
②事務の概要	<p>国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付もしくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収に関する事務。国民年金事業は政府が管掌するが、その事業の事務のうち下記の事務は同法第3条第3項および国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)第1条の2により市町村の法定受託事務とされており、その事務の範囲において特定個人情報を取り扱う。</p> <p><市が取り扱う事務> 下記の届出・申出・申請・請求等の受理、その届出等に係る事実の審査、および厚生労働大臣への報告に係る事務。 ①被保険者(第2・3号被保険者を除く。)の資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届出 ②任意加入(高齢任意加入を含む。以下同じ。)及び資格喪失の申出 ③任意脱退の承認申請 ④年金手帳の再交付申請 ⑤保険料の全額、3/4、1/2、1/4の免除、学生納付特例、納付猶予の申請 ⑥付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出 ⑦受給権者からの第1号被保険者期間(任意加入期間を含む)のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る請求等 ⑧第1号被保険者(任意加入及び高齢任意加入含む)、障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金受給権者の死亡に関する届出 ※上記「事実の審査」とは、市が保有する公簿(戸籍簿、住民基本台帳、市民税課税台帳等)により、住所・氏名・生年月日及び所得の状況等を確認することをいう。</p>
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項および同法別表第一の第31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2 ・国民年金法第3条第3項および国民年金法施行令第1条の2</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 国保市民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号013-8601 横手市役所 総務企画部 総務課 文書法規係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2161 ファクス: 0182-33-6061 E-mail: somu@city.yokote.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

郵便番号013-8601
横手市役所 市民福祉部 国保市民課 後期高齢者医療係
住所: 秋田県横手市中央町8番2号
電話: 0182-35-2186 ファクス: 0182-33-7838
E-mail: kokuho@city.yokote.lg.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	<p>【事務概要】 本事務は、国民年金法等に基づき、届書の受理・報告、裁定請求(福祉年金を含む)の受理・事実の審査、障害基礎年金改定請求の受理、保険料免除・学生納付特例に係る届書・申請の受理・事実の審査及びその他の法定受託事務である。</p> <p>【個人番号の利用】 上記法令及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 第1号被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 ② 任意(特例含む)加入被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 ③ 保険料免除(学生含む)の申請、免除取消の届出・受理 ④ 法定免除の届出・受理 ⑤ 所得情報提供 ⑥ 異動報告書作成 ⑦ 20歳・60歳到達処理等一括処理</p>	<p>国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付もしくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収に関する事務。国民年金事業は政府が管掌するが、その事業の事務のうち下記の事務は、同法第3条第3項および国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)第1条の2により市町村の法定受託事務とされ、その事務の範囲において特定個人情報を取り扱う。</p> <p><市が取り扱う事務> 下記の届出・申出・申請・請求等の受理、その届出等に係る事実の審査、および厚生労働大臣への報告に係る事務。 ①被保険者(第2・3号被保険者を除く。)の資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届出 ②任意加入(高齢任意加入を含む。以下同じ。)及び資格喪失の申出 ③任意脱退の承認申請 ④年金手帳の再交付申請 ⑤保険料の全額、3/4、1/2、1/4の免除、学生納付特例、納付猶予の申請 ⑥付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出 ⑦受給権者からの第1号被保険者期間(任意加入期間を含む)のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る請求等 ⑧第1号被保険者(任意加入及び高齢任意加入含む)、障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金受給権者の死亡に関する届出 ※上記「事実の審査」とは、市が保有する公簿(戸籍簿、住民基本台帳、市民税課税台帳等)により、住所・氏名・生年月日及び所得の状況等を確認することをいう。</p>	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
平成29年2月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	1. 国民年金システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 国民年金システム 2. 団体内統合宛名システム	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
平成29年2月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一 第31項 番号法別表第一の31の項の上覧(実施者)は、厚生労働大臣と定められているが、被保険者の異動等の届出書、免除等の申請書、給付年金の請求書の受理及び同書の日本年金機構への通知は、市町村が行うものとされており、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行う。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項および同法別表第一の第31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2 ・国民年金法第3条第3項および国民年金法施行令第1条の2	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
平成29年2月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施しない	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
平成29年2月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 及び 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成27年7月31日時点	平成29年2月1日時点	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課長 佐越 和之	国保年金課長 岩根 育子	事後	平成29年4月1日付人事異動
平成30年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	国保年金課長 岩根 育子	課長	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日公布)の様式改正に伴う記載内容の変更
平成30年6月1日	II -1. 対象人数 及び II -2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成29年2月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
令和1年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	市民生活部 国保年金課	市民福祉部 国保市民課	事後	平成31年4月1日付組織再編
令和1年6月26日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号013-8601 横手市役所 総務部 総務課 文書法規係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2161 ファクス: 0182-33-6061 E-mail: somu@city.yokote.lg.jp	郵便番号013-8601 横手市役所 総務企画部 総務課 文書法規係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2161 ファクス: 0182-33-6061 E-mail: somu@city.yokote.lg.jp	事後	平成31年4月1日付組織再編
令和1年6月26日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号013-8601 横手市役所 市民生活部 国保年金課 後期高齢者医療係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2186 ファクス: 0182-33-7838 E-mail: kokuho@city.yokote.lg.jp	郵便番号013-8601 横手市役所 市民福祉部 国保市民課 後期高齢者医療係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2186 ファクス: 0182-33-7838 E-mail: kokuho@city.yokote.lg.jp	事後	平成31年4月1日付組織再編
令和1年6月26日	II -1. 対象人数 及び II -2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成30年6月1日時点	令和1年6月12日時点	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	IV リスク対策	-	新規追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正に伴い、新規追加
令和2年6月17日	II-1. 対象人数 及び II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年6月12日時点	令和2年5月29日時点	事前	評価実施後5年を経過する前の再評価を実施
令和3年6月17日	II-1. 対象人数 及び II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年5月29日時点	令和3年6月1日時点	事前	評価実施後5年を経過する前の再評価を実施
令和4年6月14日	II-1. 対象人数 及び II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年6月6日時点	事前	評価実施後5年を経過する前の再評価を実施
令和5年6月19日	II-1. 対象人数 及び II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年6月6日時点	令和5年6月1日時点	事前	評価実施後5年を経過する前の再評価を実施